小田原市火災予防条例の一部改正について

1　改正の経緯

焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する今般の火災の発生状況等に鑑み、総務省消防庁では令和７年度に「厨房用設備等の基準に関する検討部会」が開催され、排気ダクトの適切な管理について検討がなされました。その結果を踏まえ小田原市火災予防条例の一部改正を行うものです。

2　改正する条例

小田原市火災予防条例

3　改正内容

火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準について、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならないことを追加します。

4　今後のスケジュールについて

広報紙11月号及び市ホームページなどを通じて市民に周知するとともに、11月13日(金)から12月14日(月)の期間でパブリックコメント（市民意見）を募集します。

なお、本市消防本部は広域消防であるため構成市町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）へも周知、意見を募集するものです。

これらを実施した上で寄せられた意見を反映し、令和９年４月１日施行を予定しています。